

在宅老人緊急通報システム設置（貸与）契約書

在宅のひとり暮らし老人等に対し、嘉島町在宅老人緊急通報システム実施要綱に基づき貸与者 嘉島町長 を甲とし、貸受人 _____ を乙として次の事項を締結する。

第1条 乙は管理者の注意をもって、貸与された緊急通報システムを維持管理するものとし、当該システムを他の目的に使用転貸し、又担保に供してはならない。

第2条 乙は緊急通報システムの全部又は一部を棄損し又は滅失した場合は直ちに甲にその状況を報告し、その損害については乙が責任を負うものとする。

第3条 乙に瑕疵なく緊急通報システムが故障した場合は、甲が修理代を負担するものとする。

第4条 乙は緊急通報システムを必要としなくなったときは、速やかにその返還を申し出なければならない。

第5条 甲は乙が緊急通報システムを必要としなくなったとき、又は前記各条に違反したと認めるときは、その返還を命ずることができるものとする。

この契約を証するため、本書二通を作成し、各一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 嘉島町長 ⑩

乙 住所 嘉島町大字
氏名 ⑩